

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社代表 高原 一嘉 様

福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ  
十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書

令和4年11月

宮城県議会議長 菊地 恵一

## 福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書

東日本大震災の発災から、早くも11年7か月が経過した。本県においては、未曾有の震災被害から立ち上がり、失われたふるさとを早期に取り戻すとの強い気概をもって、地域の復興に総力を結集し取り組んでおり、復興完遂に向けた歩みを着実に進めているところである。

しかし、本県はもとより、全国の消費者、さらに海外においては、放射能汚染に対する不安がいまだ払拭されず、農林水産物を中心とする本県産品に係る風評被害の収束を見通せない状況を招いている。このことは、本県産業の復興への歩みを著しく阻害するものであり、誠に由々しき事態である。また、放射能汚染による実害を含む原発事故由来の損害について、県内の生産者、事業者からは、依然として損害賠償に係る東京電力ホールディングス株式会社の対応に大変苦慮しているとの声が寄せられていることに加え、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の処分方法や汚染水の度重なる漏えいについても、これまで迅速な公表と丁寧な説明が適切に履行されてきたとは言えず、被害者の迅速かつ十分な救済について、懸念を抱かざるを得ない。

こうした中、国は、令和3年4月、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定し、東京電力ホールディングス株式会社は、令和4年7月、原子力規制委員会から「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可を受け、同年8月、処理水希釈放出設備等の整備に着手した。

以上のような現況において、水産業を基幹産業とする本県にとって、原発事故による風評被害のこれ以上の拡大を招くことは断じて容認できないものである。また、地場産業の衰退による地域経済の疲弊すら懸念されるところであり、県内の生産者、事業者はもとより、県民に大きな不安を与えている。このような事態は、震災からの復興に総力を結集し取り組んでいる本県として、絶対に受け入れられないものであり、現状の課題を解決するため、次の事項についての確実な実施を強く要請する。

## 1 福島第一原子力発電所事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

### (1) 賠償金の迅速かつ十分な支払について

営業損害賠償等に係る取扱いについては、平成28年12月、農林業者には損害のある限り引き続き適切に賠償金を支払うとの方針が示されたが、生産組合等の団体を介さずに請求を行っている生産者、事業者個人による賠償請求に対する支払率は依然として低い状況にある。出荷制限等による売上げの減少や取引の停止により、厳しい経営を強いられている生産者、事業者にとって、賠償金の支払遅延は、経営の圧迫につながるものである。

東京電力ホールディングス株式会社は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、原発事故に起因する被害が存在する限り、賠償金の迅速かつ十分な支払に向け、必要に応じ社内体制や手続を見直すなど、あらゆる手立てを講じ万全を期すこと。

### (2) 請求手続の一層の簡素化について

賠償請求に当たっては、被害の実態を立証するため、証憑類の提出を要するところであるが、生産者、事業者は、そもそも賠償請求を想定していたものではなく、証憑類の準備に多大な時間と労力を要し、大変苦慮している。また、時間が経過している場合や、そもそも津波により証憑類が散逸している場合も多く、賠償請求そのものが困難となる事案も散見される。

以上を踏まえ、東京電力ホールディングス株式会社は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、証憑類の提出を求めるに当たっては、請求者の実情を十分に斟酌するとともに、請求者の負担軽減に最大限配慮し、代替資料の活用を積極的に図るなどの柔軟な対応により、今後とも請求手続の一層の簡素化に努めること。

### (3) 被害の実態に即した損害賠償の実施について

生産者、事業者による賠償請求に関しては、基本的にその全てが原発事故に起因するものである。損害賠償に際して、東京電力ホールディン

ガス株式会社は、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じていないなど、いまだに消極姿勢にある。

原発事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、その範囲を幅広く捉え、地域や期限の制限を設けることなく、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われ、また、あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われる必要がある。

東京電力ホールディングス株式会社は原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、請求者との協議に当たっては、生産者、事業者が被っている損害の実態や、原発事故後に新たに強いられている費用負担を十分に斟酌し、原発事故に起因する被害が存在する限り、その賠償金の支払に向け、真摯かつ柔軟な対応に努めること。

#### **(4) 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について**

県内自治体や生産組合、事業者等においては、風評被害の拡大を防止し、住民の不安を解消するため、製品の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結果の公表並びに販売促進のためのイベント企画及び広報活動等に精力的に取り組んでおり、これらに要する多額の経費が財政的に大きな負担となっている。こうした追加的な経費は、全てが原発事故に起因するものであり、東京電力ホールディングス株式会社は実情を斟酌し、当該経費への補償を十分に行うこと。

## **2 原発事故の早期完全収束の実現**

東京電力ホールディングス株式会社は、風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束に向け、国の指導の下、全社を挙げ対策に全力を傾注すること。

特に、多核種除去設備による処理前の汚染水に係る抜本対策及び緊急対策を早急かつ確実に履行し、海洋流出を完全に阻止することに加え、以下の点についても確実に実施すること。

### **(1) 処理水の対策について**

国は、令和3年4月に処理水の処分方法を海洋放出とするなど、処分に関する基本方針を決定した。また、東京電力ホールディングス株式会

社は、令和4年7月に原子力規制委員会から特定原子力施設に係る実施計画の変更認可を受け、同年8月に福島県など地元自治体の事前了解を得て、処理水希釈放出設備等の整備に着手した。国の方針決定については、国内外の理解が十分に得られている状況にあるとは言えず、安全性や新たな風評が生じることを懸念する意見等が数多く示されており、これまで10年以上にわたり積み重ねてきた復興や風評払拭の成果が水泡に帰す懸念がある。

本県議会は、令和2年3月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書」を国会や関係省庁に提出しているところであるが、海洋放出に向けたこれらの動きにより復興途上の被災地が受けるダメージは大きく、絶対に容認できるものではない。

よって、東京電力ホールディングス株式会社は、原発事故の原因を作った当事者として、海洋放出ありきではなく、海洋放出以外の処分方法についても引き続き検討するとともに、関係機関と連携しながらトリチウム等を除去する方法の研究・開発に、積極的に取り組むよう努めること。

また、本県の水産業、農業、観光業等の関係産業への新たな風評被害を生じさせないよう、国民・国際社会へ向けた科学的根拠に基づく説明と理解醸成に向けた取組の強化、安全最優先の工事、厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築、分かりやすい情報発信などを行うとともに、風評の懸念に対する万全な対策の実施、万が一に備えた賠償基準の策定などについても、生産者、事業者等の十分な理解が得られるよう本県の関係団体等の要望も取り入れ、国とともに最後まで責任を持って対応すること。

## **(2) 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について**

これまでの発電所内における度重なるトラブルの発生と当該事象に係る公表の遅れや不十分な説明により、本県のみならず全国の消費者等において原発事故対応への不信感が増幅し、その結果として、本県産品や観光業において今も風評被害が続いている。風評被害の払拭に向けて

は、発電所におけるトラブルの防止はもとより、発生した事象や周辺環境の汚染状況等について、正確な情報を分かりやすく発信し、消費者等に対し現状についての正しい理解を広めることが肝要である。この点、東京電力ホールディングス株式会社は、今後とも、原発事故の原因者たる責任を自覚し、風評被害の払拭に向け十分な対策を講じ、説明責任を確実に果たすこと。